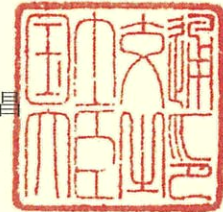


認 定 書

国住参建第 3917 号
令和 7 年 3 月 31 日

三協立山株式会社
代表取締役社長 平能 正三 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号の二ロ及び同法施行令第 109 条の 2（20 分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EB-3011-4
2. 認定をした構造方法等の名称
単板ガラス〔網入板ガラス又は耐熱結晶化ガラス〕入アルミニウム合金製二段窓（引違い窓（二枚引違い）・はめ殺し窓）
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。